

市民農園開設チェック表

平塚市内で市民農園を開設するには、次の内容を満たしている事が必要です。

チェック	内 容
☐	農地所有者自ら農園主として管理・運営ができること。
☐	市民農園を 10 年以上継続して開設できること。
☐	市街化区域（生産緑地）または市街化調整区域内の農地（畑）であること。
☐	市民農園面積が連たんして概ね 2,000 ㎡以上であること（複数農家による共同開設も可能）。
☐	農振農用地区域内の場合、その縁辺部であること。
☐	作業用道路に接している等、周辺の道路等の整備がされていて、利用者が容易に到達できること。
☐	周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないこと。
☐	隣地との境界が確定していること。
☐	農業及び都市計画との調整が図られており、地域地区等の土地利用計画と調和すること。
☐	農地法等の法令違反がないこと。
☐	相続税納税猶予制度の適用を受けていないこと。
☐	園路・農機具収納施設（物置）・簡易トイレ・駐車場・名称表示板・区画等を整備できること。
☐	原則、概ね 1 区画を 40 ㎡とすること。
☐	標識・ロープ等により区画を明らかにすること。
☐	駐車場は概ね区画数の 4 分の 1 以上の台数分を確保すること。
☐	一般公募を行う等、多くの市民が市民農園を利用できる機会を作ること。
☐	利用者の遵守事項について定めるとともに、巡回・指導等の体制を整備すること。

問い合わせ先：農水産課 電話 0 4 6 3 - 3 5 - 8 1 0 2（直通）